

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 19 年 11 月 27 日(火) 第 7 9 4 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画の変更 (979) (耕地課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (980~983) (森林保全課) 2
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) 6
	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (日野総合事務所農林局) 9

告 示

鳥取県告示第 979 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（一般農道整備事業 福部砂丘地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年11月27日から同年12月17日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 980 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字奥本字半田964の1、965から969まで、大字真鹿野字神田吉松320の3
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字穂見字深谷口882
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第981号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町明高字大境18、19の1、宇土竜谷328、329、329の1、329の2、330、331、332の1、332の2、333から335まで、336の1から336の11まで、宇蛇谷356の1から356の24まで、358から365まで、宇狐穴367の1から367の15まで、宇五十木388の2から388の5まで、388の9から388の13まで、388の15、388の18から388の46まで、388の48、388の49、390、390の1、391、391の1、391の2、392、393、宇添谷405、406の1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町米富字北志々羅ヶ平ル57、関金町明高字豆土地338の1から338の14まで、宇川滝339の1から339の14まで、宇向山376の2、377の2、宇山神谷435の5、宇上中原1579の1、1579の12から1579の14まで、宇カウモ1627、1628、1630の1、1630の2、1630の4、1631、1632の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町明高字家ノ向208、字カウモ平ラ1673、1676の1、字イセカイチ1696の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 982 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字川上字上草早246の3、246の7、246の8、246の13、字下草早249の1、250から252まで、253の1、253の3から253の5まで、254から256まで、257の1、257の2、字焼尾258の2、258の4、字四ノ畑谷299の2、字寺所307の1、字堀切レ310の1、310の5、字滑谷314の1、314の3、字大連レ319の1、319の9、字上大鮎321(次の図に示す部分に限る。)、字大鮎323の1、323の5、323の7、323の9、323の11、字高鳥尾337の1、字口無シ谷344の1、字駄床394の1、394の7、字高辻畑395の1、395の2、字小賀ノ谷404の1、404の2、字細工谷532、字吹揚ヶ谷536

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 983 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町下菅字梅ノ木塔11の1、11の2、11の8、11の19から11の32まで、字赤ハゲ谷13の1、13の2、字ヒョウゲ谷110の1、110の2、110の20から110の26まで、字麦ヶ谷142の1から142の16まで、字代代奥谷143の1、143の2、144の1、字杉ヶ谷275の2、276、277、字ヘイサコ278、字セドノ谷364、365の1、字鑪谷366の1から366の21まで、366の29、字小炭谷367の1から367の12まで、字黒谷369、字ナメラ谷370の1、小原字山神谷288、290、291の1、291の2、292、294の2（次の図に示す部分に限る。）、294の3、294の4、294の5（次の図に示す部分に限る。）、字小原家上エ299の1、299の2、300・301の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、301の2、301の3、字大空547の1、547の18（次の図に示す部分に限る。）、547の30、547の31、547の32（次の図に示す部分に限る。）、547の33から547の36まで、547の37・547の38（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、547の39、547の40・547の41（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、547の42、字小原山617、字一ノ谷674から677まで、中菅字滝山578、榎市字ヲンバ谷782、784、786から791まで、793、794の1、794の2、795から798まで、字榎市ノ上へ832、834、字ヒサシ谷841の1から841の3まで、843、844、846、字竹ノ谷880から883まで、字長畑奥954、954の1、955から957まで、959から961まで、963、964、964の1、965、字イモ畑977の1、977の2、978、979、980の1、980の2、981、982、985、門谷字本谷ノ三806の2、字アチ谷ノ三904の1、904の3、904の4、字六郎谷ノ二957の1、字六郎谷ノ三958の1、字六郎谷ノ四959、960の1、961、字峠谷西平ラ962の1、962の3から962の50まで、963、字峠谷東平ラ964の1、964の3から964の5まで、964の7、965、別所字本谷1278の1、1278の9から1278の15まで、1278の17から1278の21まで、1278の47から1278の55まで、1278の64から1278の67まで、1278の103、1278の152、1278の156、1278の159、1278の162、本郷字長塔尻1715、字鍛冶屋原ノ上ミ1851の1、1851の3、1851の9から1851の12まで、字岩田山1853、字岩田奥1854の1、1854の2、1854の11から1854の98まで、1854の101、字南谷ヒナ平1971、字南谷山尻1972の1から1972の9まで、字南谷山1973の1、1973の2、字南谷陰地平1974

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 6 日付鳥取県告示第 920 号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

有田 寛志	鳥取市三山口字戸石場東分二 488
山根甚三郎	鳥取市三山口字蛇フ谷 520
小松 正幸	鳥取市三山口字蛇フ谷 521
田中善三郎	鳥取市良田字奥宮ノ谷 160
〃	鳥取市良田字奥宮ノ谷 161
西尾 啓志	鳥取市良田字牛谷 215
日下部彌太郎	鳥取市良田字奥菖蒲谷西分 762 の 1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所

- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 6 日付鳥取県告示第 921 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山根 よめ	鳥取市西今在家字御堂下ノ谷 252
〃	鳥取市西今在家字中ノ谷 255 の 1
〃	鳥取市西今在家字上御堂 260
〃	鳥取市西今在家字上御堂 261
山根 由穂	鳥取市西今在家字寺谷奥 293
山内 花子	〃
山下 豊藏	鳥取市西今在家字神谷中 340
山根 幸男	鳥取市西今在家字神谷中 342 の 14
〃	鳥取市西今在家字神谷中 342 の 21
寺島 節朗	鳥取市西今在家字神谷中 343 の 1
河原菊三郎	鳥取市本高字立見 429
河原藤三郎	〃
懸樋 ふか	〃
坂本 乙蔵	〃
山下 隆蔵	〃
山下松太郎	〃
山根 鉄蔵	〃
山本松太郎	〃
松下 林蔵	〃
松尾 正彦	〃
増田 ひさ	〃
村尾 豊吉	〃
中河 敏	〃
安藤 菊治	鳥取市北村字反田ノ壑 481
岡村 藤蔵	〃

花原 民蔵	〃
小谷 亀蔵	〃
小谷 吉蔵	〃
小谷 米蔵	〃
森本 源蔵	〃
中尾千賀重	〃
中尾鉄次郎	〃
竹林和平次	鳥取市中村字木細工 587

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

高本 卓志	鳥取市本高字茶屋土居ノ一 466
河原藤三郎	鳥取市本高字下土居ノ一 482
懸樋 花子	〃
懸樋 増雄	〃
山下勝太郎	〃
山本源三郎	〃
村尾 豊吉	〃
中河 敏	〃
懸樋 花子	鳥取市本高字下土居ノ一 483
懸樋 増雄	〃
山下勝太郎	〃
山本源三郎	〃
倉田長太郎	〃
村尾 景明	〃
大嶋 秀人	〃
中河 敏	〃

山本 熊藏	鳥取市本高字下土居ノ一 487
懸樋 花子	鳥取市本高字神子ヶ谷ノ一 509 の 2
懸樋 増雄	〃
山下勝太郎	〃
山本源三郎	〃
倉田長太郎	〃
村尾 景明	〃
大嶋 秀人	〃
中河 敏	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成 17 年鳥取県条例第 96 号）第 16 条の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 11 月 27 日

鳥取県日野総合事務所長 原

豊

開発者の 氏名又は 名称及び 代表者の 氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為 の工期	開発行為 の許可年 月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		

有限会社 西村建材 代表取締役 小谷 光 子	日野郡日 南町丸山 198-1	日野郡日 南町下阿 毘縁地内	真砂土の 採取	5.2709 へ クター	5.1210 へ クター	2.7824 へ クター	平成 19 年 10 月 26 日 から平成 24 年 10 月 25 日まで	平成 19 年 10 月 26 日
------------------------------------	-----------------------	----------------------	------------	-----------------	-----------------	-----------------	---	-------------------------